

認定スキー学校等設置規程・基準・実施要領等の運用について

■認定スキー学校等設置規程

- 第1条 この規程は秋田県スキー連盟規約第3条の定めによる事業遂行の一手段としての普及指導活動を行うスキー学校、スキー教室等の認定に関し必要な事項を定める。
- 第2条 認定スキー学校等とは、SAJ公認資格者を教師として、有料でレッスンするスキー学校、スキー教室、スキー講習会をいい、以下「認定スキー学校等」という。
- 認定スキー学校等は、本連盟の定める認定スキー学校設置基準及び実施要領、申請要領に基づく審査を受け、認定されなければならない。
「スキー学校・教室・講習会 認定申請書」による。
 - SAJナショナルデモ、SAJデモ又は本連盟認定デモ等が講師として、講習会を開催する場合は、所定の手続きを経て「特別講習会」を開設できる。
「スキー学校・教室・講習会 認定申請書」による。
 - 認定スキー学校等が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除くものとする。
「全国スキーの日・みんなで滑ろう
無料講習会 等
 - 認定を受けたスキー学校等には、本連盟会長から認定書を交付する。
 - 第1項の公認資格者とは、SAJのスキー指導員・準指導員・スノーボード指導員・準指導員、クロスカントリースキー指導員・準指導員、競技技術指導員及びこれらに準ずる指導者をいう。
秋田県認定スキー指導員も該当する。
- 第3条 認定スキー学校等は、本連盟の方針に基づくアルペン一般スキー、スノーボード、クロスカントリー、テレマーク等並びに前記各競技のレーシングの基礎技術を含め指導分野を広げ、普及発展をさせる目的で運営しなければならない。
- 第4条 本連盟は、認定スキー学校等の適正な運営に必要な通達を行う。
- 第5条 認定スキー学校等は本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、地域社会等とのトラブルに起因した場合は、理事会の議を経て、認定を取り消すことができる。
- 第6条 認定スキー学校等設置基準及び実施要領並びに認定申請要領は別にこれを定める。
- 第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

■認定スキー学校等設置基準及び実施要領

- この要領は、認定スキー学校等設置規程第6条に基づき、本設置基準及び要領を定める。
- 認定するスキー学校の設置基準及び要領は次の各号に掲げるとおり。
 - 設置の数
同一スキー場内における認定は、原則として1校のみとする。
 - 校舎
吹雪などの天候激変の際、全生徒を収容することができる広さを有すること。ただし、他の建造物を利用してもよい。
 - 校則
スキー学校規則を備えること。
 - 校長
校長は、当該スキー学校等の運営責任者でありSAJ指導員でなければならない。
有料で指導という商品(生徒がスキー技術を上達させる講習という役務の商品を購入している)を提供しており、スキー学校も訴訟対策としての運営と管理方法が求められている。
 - 教師
 - 教師は、SAJ公認指導員・準指導員及び秋田県認定スキー指導員であること。
指導の質の維持・向上及び事故防止を図る観点から、1級・2級はアシスタントの対象外とした。
認定スキー指導員は、アシスタントやボランティアの活動程度との制度導入時の考えは変わらない。
 - 主任教師は、SAJ指導員であること。
 - 教師の研修
教師は、SAJ指導者研修会に参加しなければならない。
全日本スキー連盟「公認スキー指導者規程」による
 - 指導料金
指導料金は、各学校毎に定め明示すること。
 - クラスの人員
1人の教師の指導する受講生数は、12人以内を原則とする。

(9) 指導時間

午前、午後各2時間を原則とする。

(10) スキーバッジテストの開催

認定スキー学校等は、スキーバッジテスト規程に基づき、本連盟の承認を得て、プライズテスト、スキーバッジテスト及びジュニアテストを行うことができる。

開催を希望する団体長・認定スキー学校は、所定の様式(教育本部メモに添付)により秋田県スキー連盟に提出し承認を得るものとする。

(11) 保険

認定スキー学校等の責任において、賠償責任保険・受講生傷害保険及び受講生賠償保険への加入をすること。

SAJ公認スキー学校は加入が必須であるが、本連盟の認定校申請に当たっては義務付けをしない。

(12) 傷害対策

受講生の指導にあたっては、安全を第一とし、万一の際の応急処置医師の手当、家庭への連絡等万全の策を講じておくこと。

事故防止対策、救急対策、補償対策の備えが必要。

(13) 個人情報

個人情報保護に関する法令やその他規範の遵守に努めること。

受講申し込み書等に、個人情報保護について記載が望ましい。

(14) 実施報告

認定スキー学校等は、9月末日までに実施報告書を本連盟会長に提出しなければならない。

特別講習会からも報告を求める。

バッジテストの実施報告は、別様式による。(事務担当者へ送付)

3. この設置基準及び要領の改廃は、理事会の議決による。

■認定スキー学校等申請要領

1. この要領は、認定スキー学校設置規程第6条に基づき、スキー学校等の申請に関し必要な事項を定める。

2. 認定の申請

認定を受けようとするスキー学校等は、所定の書式に従い、毎年9月末日までに本連盟に申請しなければならない。
開催区分(スキー学校・スキー教室・スキー講習会・特別講習会)を明示し申請のこと。

3. 認定の手続き

認定を受けたスキー学校等は、下記に定める認定料を本連盟に納入しなければならない。

認定スキー学校	7,000円
認定スキー教室	7,000円
認定スキー講習会	7,000円
認定スキー特別講習会	無料

4. スキー場等の都合により開校できない場合は、休校届又は廃校届を本連盟に提出しなければならない。

休校・廃校になる場合、提出のこと。

5. この要領の改廃は、理事会の議決による。